

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会5月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の

2番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員、

5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員、

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、

推進委員の

3番 大澤 憲男（おおさわ のりお）委員、

7番 松原 清（まつばら きよし）委員、

8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、

4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員を指名いたします。

（第29号議案）

議長

では、これより議事に入ります。「第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の1筆で、面積は821㎡です。今後は田として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を

希望していた受入とて話がまとまり、本申請に至りました。受入は、瀬戸市内において合計約2,056㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第29号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第29号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第29号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第30号議案)

議長 続きまして、「第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は1,11

0㎡です。今後は畑として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、将来的に独立した農業経営をしていきたいと希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、地域で5年間農業へ従事しており、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第30号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第30号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 農業機械は自身で保有していますか。

事務局 農業機械を自身で保有はしていないが、レンタルして農業を行う予定です。

藤井委員 農地面積も大きいため、農業機械をレンタルして農業を続けていくことは、厳しいと思われます。事務局からも将来的に農業機械を購入していくことを検討するように、助言を行ってほしいです。

事務局 承知しました。受入へ農業機械の購入を検討することの助言を行います。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第30号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第31号議案)

議長 続きまして、「第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の2筆で、面積は589㎡です。転用目的は、駐車場です。

立地基準は、水道管・ガス管が前面道路にあり、病院と保育園が500m以内にあるため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が商業施設、東が田、南が道路、西が田です。

近隣農地への防除については、既設されたCB及び擁壁があり、近隣農地への支障はありません。

排水は、南側の農水路に向かって排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第31号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第31号議案について、ご質疑はございませんか。

議長 図面に宅地造成工事を過去に行った記載がありますが、その際に一度許可は取っているということでしょうか。

事務局 以前に4条の許可を取っておりますが、許可の取得後に計画が頓挫しています。その後、利用されずに放置されていた土地を受人が駐車場として、利用していきたいと渡人に相談されて成立した事案です。なお、愛知県にも再

度の許可になることについて、支障はないことを確認しております。

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第31号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第32号議案)

議長

続きまして、「第32号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されましたが、番号1から番号3までは地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号1の農地は、期間満了による更新の利用権設定ですので、利用権設定することに支障はありません。

番号2及び番号3は借手^{かりて}が同じで、営農箇所の拡大の利用権設定^{かりて}です。借手は他の場所で既に農地を所有しており、利用権設定することに支障はありません。

番号4は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求め

られているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

番号4の農地は、営農箇所^{かりて}の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に農地を所有しており、利用権設定することに支障はありません。

なお、4件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第32号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第32号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第32号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第33号議案)

議長 続きますして「第33号議案 「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の3の(1)に、農業委員会は、毎年度5月末までに、各推進委員等から提出された記録簿に基づき点検・評価し、その結果を通知することとなっております。机上に、作成した「別紙様式3」を置かせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

1の(1)最適化活動の実施状況につきましては、毎月ご提出いただきました活動記録簿を取りまとめた結果となっておりますのでお目通しください。(2)①成果目標の達成状況については、担い手への農地集積の集計、利用状況調査に基づく遊休農地の解消面積を取りまとめた結果となっておりますのでお目通しください。続いて2農業委員会による点検・評価の全体としての評語欄については、国の定めた基準に基づき、機械的に記載をさせていただいておりますのでご了承ください。

なお、こちらの別紙様式3については公表されるものではありませんのでご承知おきください。

第33号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第33号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第33号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号、17号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、
農地法第5条第1項第6号の届出については2件ありました。面積等は記載
のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませ
んか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま
せんでしょうか。

(意見なし)

議長 本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会5月定例会を閉会いたします。

| ありがとうございました。